

# ○国見町地域生活支援事業実施規則

(平成 25 年 5 月 1 日規則第 19 号)

改正 平成 26 年 5 月 1 日規則第 8 号

## 目次

第 1 章	総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章	理解促進研修・啓発事業(第 3 条・第 4 条)
第 3 章	自発的活動支援事業(第 5 条・第 6 条)
第 4 章	相談支援事業
第 1 節	基幹相談支援センター等機能強化事業(第 7 条・第 8 条)
第 2 節	住宅入居等支援事業(第 9 条―第 14 条)
第 3 節	障害者相談支援事業(第 15 条―第 18 条)
第 5 章	成年後見制度利用支援事業(第 19 条―第 22 条)
第 6 章	意思疎通支援事業(第 23 条―第 40 条)
第 7 章	日常生活用具給付等事業
第 1 節	日常生活用具給付等事業(第 41 条―第 54 条)
第 2 節	住宅改修費助成事業(第 55 条―第 65 条)
第 8 章	移動支援事業(第 66 条―第 73 条)
第 9 章	地域活動支援センター機能強化事業(第 74 条―第 77 条)
第 10 章	任意事業
第 1 節	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付(第 78 条―第 82 条)
第 2 節	訪問入浴サービス(第 83 条―第 89 条)
第 3 節	日中一時支援(第 90 条―第 97 条)
第 4 節	身体障害者用自動車改造費助成(第 98 条―第 105 条)
第 5 節	自動車運転免許取得費助成(第 106 条―第 113 条)
第 11 章	雑則(第 114 条―第 119 条)
附則	

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) (以下「法」という。) 第 4 条第 1 項に規定する障害者及び同上第 2 項に規定する障害児 (以下「障害者等」という。) が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって**障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重して地域で暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的**とし、法第 77 条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第 2 条 町長は、厚生労働大臣が定める地域生活支援事業実施要綱に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うものとし、次に掲げる事業を行うものとする。

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
  - ア 基幹相談支援センター等機能強化事業
  - イ 住宅入居等支援事業
  - ウ 障害者相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 意思疎通支援事業
- (6) 日常生活用具給付等事業
  - ア 日常生活用具給付等事業
  - イ 住宅改修費助成事業
- (7) 移動支援事業
- (8) 地域活動支援センター機能強化事業
- (9) 任意事業
  - ア 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付
  - イ 訪問入浴サービス
  - ウ 日中一時支援
  - エ 身体障害者用自動車改造費助成
  - オ 自動車運転免許取得費助成

2 町長は、前項に掲げる事業の全部若しくは一部を団体等に委託又は社会福祉法人等に補助することができるものとする。

## 第2章 理解促進研修・啓発事業

(目的)

第3条 理解促進研修・啓発事業は、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、研修・啓発を通じて障害者等への理解を深め、共生社会の実現を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第4条 理解促進研修・啓発事業は、次の各号に掲げるいずれかの形式により実施するものとする。

- (1) 障害特性を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。
- (2) 地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、事業所職員やサービス利用者と交流し、障害者に対して必要な配慮・知識や理解を促す。
- (3) 有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの地域住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。
- (4) 障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する理解の普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。

## 第3章 自発的活動支援事業

(目的)

第5条 自発的活動支援事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第6条 自発的活動支援事業は、次の各号に掲げるいずれかの形式により実施するものとする。

- (1) 障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する。
- (2) 障害者等を含めた災害対策活動を支援する。
- (3) 障害者等の孤立を防ぐための見守り活動を支援する。
- (4) 障害者等が、仲間と話し合い、自分達の権利や自立のための社会に働きかける活動や障害者等に対する社会復帰活動を支援する。
- (5) 障害者に対するボランティアの養成や活動を支援する。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。

#### 第4章 相談支援事業

##### 第1節 基幹相談支援センター等機能強化事業

(目的)

第7条 基幹相談支援センター等機能強化事業は、相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第8条 基幹相談支援センター等機能強化事業は、本町における相談支援事業を適切かつ円滑に実施するため、特に必要と認められる資格（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の資格をいう。）及び技術を有する職員（第1号において「専門的職員」という。）を配置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 専門的職員による総合的及び専門的な相談支援
- (2) 地域の相談支援体制の強化への取組として次に掲げるもの  
ア 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導及び助言  
イ 地域の相談支援事業者の人材育成のための研修会の企画及び運営、日常的な事例検討会の開催等による支援  
ウ 地域の相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育、就労等に関する各種の相談機関等との会議の開催等による連携強化  
エ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言
- (3) 地域移行及び地域定着の促進への取組として次に掲げるもの  
ア 障害者支援施設、精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発  
イ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

## 第2節 住宅入居等支援事業

### (目的)

第9条 住宅入居等支援事業は、賃貸契約により公営住宅又は民間の賃貸住宅(以下「賃貸契約による一般住宅」という。)への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う等とともに、民間の賃貸住宅の家主への相談、助言等を通じて障害者等の地域生活を支援することを目的とする。

### (事業の内容)

第10条 町長は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うこととし、事業の内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住宅入居支援事業 不動産業者に対する物件斡旋依頼又は家主等との入居手続に関する支援
- (2) 24時間支援事業 夜間を含め、緊急に対応することが必要な場合における相談支援、関係機関との連絡、調整等
- (3) 支援体制調整 障害者等が賃貸契約による一般住宅を利用している場合における当該利用者の生活上の課題に応じ、必要な支援を受けることができようにする関係機関との調整

### (対象者)

第11条 住宅入居等支援事業の対象者は、障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な状況にある者とする。ただし、現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院(精神科以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。)に入院している精神障害者に係る者は除く。

### (事業の実施)

第12条 町長は、第10条の事業を実施するため、あらかじめ、不動産業者及び民間の賃貸住宅の家主に協力を求め、また、関係機関と協議し、常時支援できる体制を整えるものとする。

### (24時間支援事業の実施)

第13条 町長は、24時間支援事業を行うため、あらかじめ、関係機関等と連絡調整を図り必要な体制を整備するものとする。

### (支援体制調整の実施)

第14条 町長は、支援体制調整を行うため、あらかじめ、関係機関等と連絡及び調整を図り必要な体制を整備するものとする。

2 町長は、住宅入居支援事業の対象者に起因して対応することが必要と認められる事由が発生したときは、前項の規定により整備した構成団体等と連絡調整のうえ、必要な支援を行うものとする。

## 第3節 障害者相談支援事業

### (目的)

第15条 障害者相談支援事業は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜供与及び権利擁護のための必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行うことを目的とする。

(事業の内容)

第 16 条 町長は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うこととし、事業の内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- (2) 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利擁護のための必要な援助
- (6) 専門機関の紹介
- (7) その他町長が必要と認める支援

(対象者)

第 17 条 事業の対象者は、町内に在住する障害者等及びその家族とする。

(実施方法等)

第 18 条 事業は、在宅福祉を担当する担当職員(コーディネーター、地域生活プランナー、ソーシャルワーカー等)を配置し、障害者等とその家族への養育指導、訪問、外来及び電話により実施するとともに、グループホーム入居者の相談支援及び施設入所者の地域生活移行支援を行うものとする。

## 第 5 章 成年後見制度利用支援事業

(目的)

第 19 条 成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、当該障害者の権利の擁護を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第 20 条 町は、前条の目的を達成するため、法施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)第 65 条の 10 の 2 に定める費用(成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等)の全部又は一部を助成するものとする。

(対象者)

第 21 条 成年後見制度利用支援事業を利用することができる者は、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者とする。

(事業の手続)

第 22 条 成年後見制度利用支援事業の手続については、別に定めるところによる。

## 第 6 章 意思疎通支援事業

(目的)

第 23 条 意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等(以下「聴覚障害者等」という。)とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者(地域生活支援事業の実施について(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別記 6 の 4 (2)アに規定する「手話通訳者」又は同イに規定する「要約筆記者」。以下「意思疎通支

援者」という。)を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(事業の内容)

第24条 前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者の登録に関する業務
- (2) 意思疎通支援者(第26条第3項の規定により国見町意思疎通支援者登録台帳に登録された者をいう。以下同じ。)のうち、手話通訳者の派遣に関する業務
- (3) 意思疎通支援者のうち、要約筆記者の派遣に関する業務
- (4) 前2号及び3号を行う連絡調整業務等担当者の設置
- (5) 意思疎通支援事業が円滑に行われるよう運営委員会の開催
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

(町の責務)

第25条 町長はこの事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

(意思疎通支援者の登録)

第26条 国見町意思疎通支援者としての登録を希望する者は、国見町意思疎通支援者登録申請書(様式第1号)に、手話通訳者については次の第1号から第3号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、又は要約筆記者については次の第4号から第5号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、町長に申請するものとする。

- (1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)に基づく手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の合格者
- (2) 福島県手話通訳者登録試験の合格者
- (3) 前2号で規定するものと同等と認められる者
- (4) 福島県要約筆記者登録試験の合格者
- (5) 前号で規定するものと同等と認められる者

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を意思疎通支援者登録決定(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により国見町意思疎通支援者として決定したときは、意思疎通支援者登録台帳(様式第3号)に登録するものとする。

(意思疎通支援者証)

第27条 町長は、意思疎通支援者に意思疎通支援者証(様式第4号)を交付するものとする。ただし、福島県意思疎通支援者証を所持している場合は交付を省略できるものとする。

2 意思疎通支援者証の有効期間は、3年とする。

3 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務(以下「意思疎通支援業務」という。)を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

4 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書(様式第5号)を、町長に提出しなければならない。

- 5 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに意思疎通支援者登録事項変更届（様式第6号）を、町長に提出しなければならない。
- 6 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を町長に返還しなければならない。

（意思疎通支援者の責務）

第28条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
- (2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

（派遣の対象者等）

第29条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、町内に居住する聴覚障害者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、他の市区町村長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該市区町村の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長は、町内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする町外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

（派遣の内容等）

第30条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次に掲げる事項は除くものとする。

- (1) 町長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容
- (2) 町長が、公共の福祉に反すると認める内容

（派遣の区域及び時間）

第31条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、福島県内とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を福島県外に派遣することができるものとする。ただし、町長は、当該派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、他市区町村の登録手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。

3 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、原則、午前9時から午後5時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

（派遣の申請）

第32条 意思疎通支援者の派遣を申請することのできるもの（以下「申請者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 第23条に規定する聴覚障害者等（以下この項において同じ。）及びその者の家族等
- (2) 聴覚障害者等で構成する団体

- (3) 聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人若しくは団体
- (4) 不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関及び団体等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の7日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始を除く。）前までに、意思疎通支援者派遣申請書（第7号様式。以下「派遣申請書」という。）により、町長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

（派遣の決定）

第33条 町長は、前条第2項の派遣申請書を受領したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、手話通訳・要約筆記依頼書（様式第9号）により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

（申請者の費用負担）

第34条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

（派遣の停止等）

第35条 町長は、この規則に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

（報告）

第36条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに意思疎通支援者派遣業務報告書（様式第10号。以下「業務報告書」という。）を作成し、町長が指定する日までに町長に提出しなければならない。

（派遣の報酬等）

第37条 町長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表1に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、第31条第2項ただし書の規定により、意思疎通支援者を派遣したときは、その費用を負担するものとする。

（意思疎通支援者の技術及び知識の向上）

第38条 町長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び都道府県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

（頸肩腕障害に関する健康診断）

第39条 町長は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を

図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者の頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。

(運営委員会)

第40条 町長は、国見町意思疎通支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、事業の効率的な運営を図るものとする。

2 運営委員会は、次に掲げる者によって構成するものとする。

- (1) 聴覚障害者団体から選出された者又は聴覚障害者等
- (2) 意思疎通支援者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

第7章 日常生活用具給付等事業

第1節 日常生活用具給付等事業

(目的)

第41条 日常生活用具給付事業は、障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具(以下この節において「用具」という。)を給付又は貸与(以下この章において「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第42条 給付等の対象となる用具及びその対象者は、次に掲げるものとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象から除く。

- (1) 給付等の対象となる用具の種目は、別表1の2の「品目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる障害者等とする。
- (2) 用具の貸与の対象者は、前号に掲げる障害者等であって、所得税非課税世帯に属する者とする。

(申請)

第43条 用具の給付等及びその取付工事に要する費用の助成を受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、日常生活用具給付(貸与)申請書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(調査)

第44条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付(貸与)調査書(様式第12号)を作成し、給付等の要否を決定しなければならない。

(決定)

第45条 町長は、前条の調査により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付(貸与)決定通知書(様式第13号)により、給付等を却下したときは、日常生活用具給付(貸与)却下通知書(様式第14号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により用具の給付等を決定したときは、日常生活用具給付(貸与)券(様式第15号)(以下この章において、「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第 46 条 前条第 1 項の規定により用具の給付の決定を受けた者(以下この節において「給付等決定者」という。)は、用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

(用具の貸与)

第 47 条 用具の貸与の決定を受けた者は、町長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに町長が貸与取消しの決定を行わないときは、1 年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときもまた同様とする。

(費用の負担)

第 48 条 給付等決定者又はこの者を扶養する者(以下この節において「納入義務者」という。)は、当該用具の給付等に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額(以下この節において「自己負担額」という。)は、別表 1 の 2 の「負担金」の欄に掲げる額を上限とし、その取扱いは法第 76 条の規定に基づく補装具費の支給の例による。

(業者への支払)

第 49 条 町長は、業者から用具の給付等に係る費用の請求があったとき(給付の場合は給付券を添付して)は、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表 1 の 2 の「通常費用」の欄に定める額の範囲内とする。

(貸与の取消し)

第 50 条 町長は、用具の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 町内に居住地を有しなくなったとき。
- (3) 重度身体障害者等でなくなったとき。
- (4) 用具の貸与を必要としなくなったとき。

(譲渡等の禁止)

第 51 条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第 52 条 町長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等若しくは用具に係る取付工事費の助成を受けた者がいるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

第 53 条 町長は、重度障害者等の申請手続の利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として 2 ヶ月ごとに給付券 1 枚を交付すること。

- (2) 別表1の2の通常費用(月額)の範囲内で1ヶ月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2カ月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること。
- (4) 第44条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(台帳の整備)

第54条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付(貸与)台帳(様式第16号)を整備するものとする。

## 第2節 住宅改修費助成事業

(目的)

第55条 日常生活を営むのに著しく支障のある住宅の重度障害者が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第56条 住宅改修費助成事業の対象者は、町内に居住し、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者であって障害程度等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者)とする。

(範囲)

第57条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(給付要件)

第58条 住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して町長が必要と認める場合に給付するものとする。

(申請)

第59条 住宅改修費の給付を受けようとする者(以下この節において「申請者」という。)は、住宅改修費給付申請書(様式第17号)を町長に提出しなければならない。

(調査)

第60条 町長は、前条の規定により申請があったときは、必要な調査等を行い、住宅改修費給付調査書(様式第18号)を作成し、住宅改修費の給付の要否を決定しなければならない。

(決定)

第 61 条 町長は、前条の調査により住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給付決定通知書(様式第 19 号)により、住宅改修費の給付を却下したときは、住宅改修費給付却下通知書(様式第 20 号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給付券(様式第 21 号)(以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

(住宅改修費の給付)

第 62 条 前条第 1 項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者(以下この節において「給付決定者」という。)は、住宅改修業者(以下この節において「業者」という。)に給付券を提出して住宅改修費の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第 63 条 給付決定者又はこの者を扶養する者(以下この節において「納入義務者」という。)は、当該給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により支払うべき額(以下この節において「自己負担額」という。)は、別表 1 の 2 の「負担金」の欄に掲げる額を上限としその取扱いは法第 76 条の規定に基づく補装具費の支給の例による。

(業者への支払)

第 64 条 町長は、業者から住宅改修の給付に係る費用の請求があったときは、当該給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、住宅改修費の給付に要した費用は、別表 1 の 2 の「通常費用」の範囲内とする。

(費用の返還)

第 65 条 町長は、偽装その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた者がいるときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

## 第 8 章 移動支援事業

(目的)

第 66 条 移動支援事業(以下この章において「事業」という。)は、屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 67 条 事業の対象者は、町内に居住地を有する障害者等であって、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。)に移動の必要があると町長が認めた者とする。

(申請)

第 68 条 事業を利用しようとする障害者等(未成年の障害者等にあつてはその保護者を含む。以下この章において「申請者」という。)は、地域生活支援事業給付申請書(様式第 22 号)を町長に提出するものとする。

(決定)

第 69 条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を地域生活支援事業給付決定通知書(様式第 23 号)又は地域

生活支援事業給付却下通知書(様式第 24 号)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、支給することに決定するときは、月を単位として 12 箇月を超えない範囲でサービスの量を決めて給付の決定(以下「給付決定」という。)を行うものとする。

- 2 町長は、利用の決定を行ったときは、申請者に対し利用する当該サービスの支給量その他の必要事項を記載した地域生活支援事業サービス受給者証(様式第 25 号。以下「受給者証」という。)を交付しなければならない。

(決定の変更)

第 70 条 前条の規定により利用の決定を受けた障害者等(以下「受給者」という。)が、現に受けている利用決定に係る支給量等を変更する必要があるときは、地域生活支援事業給付変更申請書(様式第 26 号)により当該利用決定の変更を申請することができる。

- 2 町長は、当該受給者につき必要があると認める場合は、前項の申請又は職権により支給決定の変更を行うことができる。この場合において、町長は、当該決定に係る受給者に対し地域生活支援事業給付変更決定通知書(様式第 27 号)により通知するものとし、受給者証の提出を求め変更に係る記載を改めるものとする。

(受給者証の再交付)

第 71 条 受給者は、受給者証を破損し、汚損し、又は紛失した場合は、受給者証再交付申請書(様式第 28 号)を町長に申請し再交付を求めるものとする。

(サービス提供事業者)

第 72 条 事業に係るサービスを行うことを希望する事業者は、地域生活支援サービス事業者登録届(様式第 29 号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により登録された事業者(以下この章において「事業者」という。)において既に登録してある内容に変更が生じた場合は、変更のあった翌日から起算して 10 日以内に地域生活支援サービス事業者登録事項変更届(様式第 30 号)に必要書類を添えて届け出なければならない。
- 3 事業者が登録を廃止し、又は休止しようとするときは、地域生活支援サービス事業者登録廃止・休止届(様式第 31 号)により届け出なければならない。

(費用の負担)

第 73 条 前条の規定により利用の決定を受けた障害者等は、事業の利用に要した経費のうち別表 1 の 3 の「負担金」に定める額を町長から事業を受けた団体等に支払うものとする。

## 第 9 章 地域活動支援センター機能強化事業

(目的)

第 74 条 地域活動支援センター機能強化事業は、障害者等に対し、通所により創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(内容)

第 75 条 地域活動支援センター機能強化事業の内容は、地域生活支援事業の実施について(平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(別記 10)に定める事業とする。

(対象者)

第 76 条 地域活動支援センター機能強化事業の対象者は、障害者等とする。

(事業の実施)

第 77 条 地域活動支援センター機能強化事業は、地域活動支援センター又は訓練等給付の指定事業所等へ移行する小規模作業所に補助することにより実施するものとする。

第 10 章 任意事業

第 1 節 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付

(目的)

第 78 条 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付は、障害者の就労を支援するため更生訓練費及び就職支度金を給付し、障害者の自立を促進するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 79 条 更生訓練費の支給の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、訓練等の利用に係る費用（法第 29 条第 1 項に規定する特定費用を除く。）の負担が生じない者又はこれに準ずる者と町長が認めた者とする。

- (1) 法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等の支給決定を受けた者であって、法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設において自立訓練（法第 5 条第 13 項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）又は就労移行支援（法第 5 条第 14 項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）を受けている者
  - (2) 法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設（同項に規定する身体障害者療養施設を除く。以下「身体障害者更生援護施設」という。）において指定旧法施設支援（法附則第 21 条第 1 項に規定する指定旧法施設支援をいう。以下同じ。）による訓練を受けている者
  - (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項の規定により同項に規定する障害者支援施設等に入所の措置又は入所の委託をされた者であって、当該障害者支援施設等において自立訓練又は就労移行支援を受けている者
- 2 施設入所者就職支度金の支給対象者は、指定旧法施設支援を受けた身体障害者若しくは身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の規定に基づき身体障害者更生施設等に入所し、若しくは通所し、又は入所の委託若しくは通所の委託をされた者であって、更生訓練を終了し、又は就労移行支援を利用し、かつ、就職又は自営により施設を退所することとなった者とする。

(支給額)

第 80 条 更生訓練費の支給額は、別表 1 の 4 に定める訓練のための経費及び通所のための経費を合計した額とする。

2 施設入所者就職支度金の支給額は、別表 1 の 4 に定める額とする。

(申請)

第 81 条 更生訓練費の支給を受けようとする者は、施設の長の証明を添え、当該施設を経由して更生訓練費支給申請書（様式第 32 号）を町長に提出するものとする。

2 施設入所者就職支度金の支給を受けようとする者は、雇用先の採用証明書、自営の事業計画書その他の就職に関する証明書を添え、当該施設を経由して施設入所者就職支度金申請書（第 33 号様式）を町長に申請するものとする。

(決定)

第 82 条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を更生訓練費支給決定(却下)通知書(様式第 34 号)又は施設入所者就職支度金支給決定(却下)通知書(様式第 35 号)により当該申請者に通知するものとする。

## 第 2 節 訪問入浴サービス

(目的)

第 83 条 訪問入浴サービスは、身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 84 条 訪問入浴サービスの利用対象者は、町内に住所を有する身体障害者とする。ただし、介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができる者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する身体障害者は、利用対象者としな

(1) 感染症疾患を有し、他の者にその疾患が感染するおそれがある者

(2) 医療機関の診断により入浴が許可されない者

(3) その他町長がこの事業の利用を適当でないと認める者

3 身体障害児であっても、成人と同様の体格であって、ホームヘルプサービス等他の施策を利用しての入浴が困難な場合については、利用対象とする。

(申請)

第 85 条 訪問入浴サービスの利用を希望する利用対象者は、訪問入浴サービス事業利用申請書(様式第 36 号)に医師意見書(様式第 37 号)を添えて町長に申請しなければならない。

(決定)

第 86 条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに、その必要性を検討し、利用の要否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により利用の要否を決定したときは、訪問入浴サービス事業利用決定(却下)通知書(様式第 88 号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により利用を決定したときは、訪問入浴サービス事業利用者台帳(様式第 39 号。以下この章において「利用者台帳」という。)に登録するものとする。

(利用の変更)

第 87 条 利用者は、利用者の疾病その他の理由により、利用内容を変更し、又は利用を辞退しようとするときは、訪問入浴サービス事業利用変更(辞退)申請書(様式第 40 号)により町長に申請しなければならない。この場合において、受給者証に訂正すべき箇所があるとき又は訪問入浴サービス事業のみの利用であって、当該サービスの利用を辞退するときは、受給者証を合わせて提出しなければならない。

(利用の決定の変更)

第 88 条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し、変更の要否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により変更を認める決定(辞退を除く。)をしたときは訂正した受給者証を、変更を認めない決定をしたときは訂正しない受給者証を添えて、訪問入浴サービス事業利用変更(廃止)通知書(様式第 41 号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定による変更を認める決定をしたときは、利用者台帳を訂正するものとする。

(費用の負担)

第 89 条 利用の決定を受けた障害者等は、事業の利用に要した経費のうち、別表 1 の 5 の負担金に定める額を、町長から事業を受けた団体等に支払うものとする。

### 第 3 節 日中一時支援

(目的)

第 90 条 日中一時支援は、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(対象者)

第 91 条 対象者は、町内に居住地を有する障害者等とする。ただし、日中一時支援を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービスを利用することができない。

(申請)

第 92 条 本状における申請の方法は、第 68 条の規定を準用する。

(決定)

第 93 条 本状における給付の要否の決定は、第 69 条の規定を準用する。

(決定の変更)

第 94 条 本状の規定については、第 70 条の規定を準用する。

(受給者証の再交付)

第 95 条 本状の規定については、第 71 条の規定を準用する。

(サービス提供事業者)

第 96 条 本状の規定については、第 72 条の規定を準用する。

(費用の負担)

第 97 条 利用の決定を受けた障害者等は、サービスの利用に要した経費のうち別表 1 の 6 の「負担金」に定める額を、町長からサービスの委託を受けた団体等に支払うものとする。

### 第 4 節 身体障害者用自動車改造費助成

(目的)

第 98 条 身体障害者用自動車改造費助成は、身体障害者が自立した生活、社会活動への参加及び就労(以下「就労等」という。)に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の社会復帰の促進を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第 99 条 自動車改造費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、町内に居住地を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の 1 級又は 2 級の者
- (2) 自動車運転免許(道路交通法第 84 条の規定による公安委員会の運転免許(仮免許を除く。))をいう。以下同じ。)証(以下「運転免許証」という。)を有する者
- (3) 就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車の操行装置(ハンドルをいう。), 駆動装置(アクセル及びブレーキをいう。)等の一部を改造する必要がある者
- (4) 助成金を支給する月の属する年の前年の所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(助成金の額)

第 100 条 この規則による助成金の額は、操行装置、駆動装置等の改造に要する経費として、1 件当たり 10 万円を限度とし、1 車両 1 回限りとする。

(申請)

第 101 条 助成金の支給を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、自動車の改造前又は改造後の 6 カ月以内に身体障害者用自動車改造費助成申請書(様式第 42 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象者の身体障害者手帳の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 対象者の属する世帯の前年分所得金額が確認できる書類(住民票謄本及び世帯全員の市町村発行所得証明書)
- (4) 車検証の写し
- (5) 改造を行う業者の見積書(自動車の改造箇所及び改造経費を明らかにしたもの)

(決定等)

第 102 条 町長は、申請内容を審査し、支給の可否を身体障害者用自動車改造費助成決定(却下)通知書(様式第 43 号)により申請者に通知するものとする。

(支払)

第 103 条 前条の規定により支給決定の通知を受けた者(以下「決定者」という。)は、町長の指定する期日までに身体障害者用自動車改造費助成請求書(様式第 44 号)に自動車改造に要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第 104 条 町長は、決定者が申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めたとときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳)

第 105 条 町長は、決定者に係る身体障害者用自動車改造費助成受給者台帳(様式第 45 号)を整備するものとする。

第 5 節 自動車運転免許取得費助成

(目的)

第 106 条 障害者自動車運転免許取得費助成は、障害者に対して自動車運転免許(道路交通法第 84 条の規定による公安委員会の運転免許(仮免許を除く。))をいう。以下「免

許」という。)の取得に要する費用の一部を助成し、障がい者の就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。

(対象者)

第 107 条 自動車運転免許取得費の助成を受けることができる者(以下この節において「対象者」という。)は、町内に住所を有する者で、道路交通法第 96 条の規定による運転免許試験の受験資格を有し、かつ、就労等社会活動への参加のため免許を取得しようとする者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級から 4 級までの者
- (2) 福島県療育手帳制度要綱による療育手帳の交付を受けた者

(助成金の額)

第 108 条 助成金の額は、免許取得に要した費用(入所料、教材費、適性検査料、教習料、検定料、仮免許申請料、その他必要な経費をいう。)の 3 分の 2 を上限とする額とする。ただし、1 人当たり 10 万円を限度とする。

(申請)

第 109 条 助成金の支給を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、免許の取得前又は取得後 6 か月以内に自動車運転免許取得費助成申請書(様式第 46 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 療育手帳の写し

(決定)

第 110 条 町長は、申請内容を審査し、支給の可否を自動車運転免許取得費助成決定(却下)通知書(様式第 47 号)により申請者に通知するものとする。

(支払)

第 111 条 前条の規定により支給決定の通知を受けた者(以下「決定者」という。)は、免許取得後速やかに自動車運転免許取得費助成請求書(様式第 48 号)に免許証の写し及び免許取得に直接要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は前項の規定による請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第 112 条 町長は、決定者が申請等に当たり虚偽その他不正な行為を行ったと認めたとときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳)

第 113 条 町長は、決定者に係る障害者自動車運転免許取得費助成受給者台帳(様式第 49 号)を整備するものとする。

第 11 章 雑則

(変更の届出)

第 114 条 第 2 条に規定する事業において、事業の決定を受けた者は、申請の内容に変更が生じたときは地域生活支援事業利用変更届(様式第 50 号)を町長に提出するものとする。

(決定の取消)

第 115 条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付等の決定を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条に規定する事業の対象者でなくなったとき。
  - (2) 死亡したとき。
  - (3) その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、地域生活支援事業決定取消通知書(様式第 51 号)により利用者又はその家族等に通知するものとする。

(利用者負担限度月額)

第 116 条 利用者は、同一の月に別表 2 に掲げる事業及びサービスを利用した場合において、それぞれの負担金の合計額が別表 2 に掲げる額を超えるときは、別表 2 に掲げる額を限度として負担するものとする。

- 2 利用者が同一の月に前項に定める事業及びサービスのほか障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 19 条に定める障害福祉サービス及び介護給付対象等サービスのいずれか又は両方を利用した場合において、前項の事業及びサービスと障害福祉サービス及び介護給付対象等サービスに要した負担金の合計額から法第 33 条に規定する高額障害福祉サービス費及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 51 条に規定する高額介護サービス費又は同法第 61 条に規定する高額介護予防サービス費を控除した額が別表 3 に掲げる額を超えるときは、別表 3 の額を限度として負担するものとする。
- 3 利用者は、前各項において別表 3 に掲げる額を超えて負担金の支払をしたときは、地域生活支援事業等利用者負担限度超過額支給申請書(様式第 52 号)により町長に対して負担金の限度超過額を請求することができるものとする。この場合において、申請者は前各項に規定する負担金、高額障害福祉サービス費及び高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費の額を証する書類を添付しなければならない。ただし、町が当該書類により証明すべき事実を町が所持する書類等によって確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 4 町長は、前項の請求があった場合その内容を精査し、地域生活支援事業等利用者負担限度超過額支給決定(却下)通知書(様式第 53 号)により当該申請者に通知するものとする。

(費用負担額の減免)

第 117 条 町長は、災害その他特別な事由があると認めるときは、第 2 条第 1 項各号に掲げる事業のうち費用負担の生じる事業についてその費用負担を減額し、又は、免除することができるものとする。

- 2 前項の規定による費用負担額の減免を受けようとする利用者は、地域生活支援事業費用負担減免申請書(様式第 54 号)を町長に提出するものとする。
- 3 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定し、地域生活支援事業費用負担減免決定(却下)通知書(様式第 55 号)により当該申請者に通知するものとする。

(様式の変更)

第 118 条 事務の簡素化、効率化等に資するとき又は住民の利便性が向上するとき等は、この規則に定める様式を変更して使用することができるものとする。

(補則)

第 119 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 1 日規則第 8 号)

この規則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

1 意思疎通支援事業

(単位：円)

通常費用			負担金
2 時間まで	手話通訳者	5,000	なし
	要約筆記者	5,000	なし
2 時間を超える場合の 1 時間ごとの加算額	手話通訳者	2,000	なし
	要約筆記者	2,000	なし

2 日常生活用具給付等事業

(単位：円)

品目	対象者	耐用年数	通常費用	負担金	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上	8 年	154,000	15,400
	移動用リフト		4 年	159,000	15,900
	入浴担架		5 年	82,400	8,240
	体位変換器		5 年	15,000	1,500
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上	5 年	19,600	1,960
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい 1 級以上	5 年	67,000	6,700
	訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上(3 歳以上)	8 年	33,100	3,310
	訓練用ベット(児のみ)	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上(3 歳以上) 学齢児以上	5 年	159,200	15,920
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がいであって、入浴に介助を要する者	8 年	90,000	9,000
	便器	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上	8 年	9,850	985
	T 字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有し、歩行能力	3 年	3,000	300

		の改善が見込まれる者			
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	8年	60,000	6,000
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有し転倒等により頭部外傷の危険性がある者	3年	36,570	3,657
	特殊便器	上肢障がい2級以上	8年	151,200	15,120
	火災警報器	障がい等級2級(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8年	15,500	1,550
	自動消火器		8年	28,700	2,870
	電磁調理器	視覚障がい2級以上(盲人のみの世帯、又はこれに準ずる世帯)	6年	41,000	4,100
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上	10年	7,000	700
	視覚障がい者用屋内信号装置	視覚障がい2級以上(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる者)	10年	87,400	8,740
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜流法(CAPD)による透析療法を行う者	5年	51,500	5,150
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であつて、必要と認められる者	5年	36,000	3,600
	電気式たん吸引器		5年	56,400	5,640
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10年	17,000	1,700
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上(盲人のみの世帯、又はこれに準ずる世帯)	5年	9,000	900
盲人用体重計	5年		18,000	1,800	
情報・意思疎通支援用	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であつて、発声・発語に著しい障がい	5年	98,800	9,880

具		を有する者			
	情報・通信支援用具	上肢障がい又は視覚障がい(障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトを言う。)		100,000	10,000
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)の身体障がい者であって、必要と認められる者	6年	383,500	38,350
	点字器	視覚障がい者	7年	10,400	1,040
	点字タイプライター	視覚障がい者2級以上(本人が就労若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	5年	63,100	6,310
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上	6年	85,000	8,500
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置		6年	99,800	9,980
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	8年	198,000	19,800
	盲人用時計	視覚障がい者2級以上。なお、音声式時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	5年	13,300	1,330
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5年	70,100	7,010
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	5年	88,900	8,890
	人工喉頭	喉頭摘出等により音声・言語機能障がいがあり、人工喉頭によって発音が可能になる者	5年	72,200	7,220

	点字図書	主に、情報の入手を点字によつて いる視覚障がい者		実費相 当額	なし
排せつ 管理支 援用具	紙おむつ等 (紙おむつ, 洗腸用具, サ ラシ・ガーゼ 等衛生用品)	高度の排便機能障がい者, 脳原 性運動機能障がいかつ意志表示 困難者		月額 12, 000	月額 1, 200
	蓄尿袋	人工膀胱を増設している者		月額 11, 600	月額 1, 160
	蓄便袋	人工肛門を増設している者		月額 8,8 50	月額 88 5
	収尿器	下肢や体幹, 膀胱機能障がいの ある者		年額 8,5 00	年額 85 0
住宅改 修費	居住生活動 作補助用具	下肢, 体幹機能障がい又は乳幼 児期以前の非進行性の脳病変に よる運動機能障がい(移動機能 障がいに限る。)を有する者であ って障がい等級 3 級以上の者(た だし, 特殊便器への取替えをす る場合は, 上肢障がい 2 級以上 の者)		1 回につ き上限 2 00,000	通常費 用の 1 割

### 3 移動支援事業

(単位: 円)

通常費用			負担金
30 分まで	身体介護あり	2,300	230
	身体介護なし	800	80
30 分を超え 1 時間まで	身体介護あり	4,000	400
	身体介護なし	1,500	150
1 時間を超え 1 時間 30 分まで	身体介護あり	5,800	580
	身体介護なし	2,250	225
1 時間 30 分を超え 2 時間まで	身体介護あり	6,620	662
	身体介護なし	3,000	300
2 時間を超える場合の 30 分ごとの加算額	身体介護あり	820	82
	身体介護なし	750	75

### 4 更生訓練費・施設入所者就職支度金

(1) 訓練のための経費(月額)

(単位: 円)

通常費用			負担金
ア 指定視覚障がい者更生施設 (あん摩, はり, きゅう科)	A	14,800	1,480
	B	7,400	740
イ 指定肢体不自由者更生施設 ウ 指定視覚障がい者更生施設 (あん摩, はり, きゅう科)	A	6,300	630
	B	3,150	315
エ 指定聴覚・言語障がい者更生施設 オ 指定内部障がい者更生施設			
カ 指定特定身体障がい者授産施設	A	3,150	315
キ 指定特定身体障がい者通所授産施設	B	1,600	160
ク 上記にかかわらず,平成15年3月末日において重 度身体障がい者更生援護施設であったもの	A	2,100	210
	B	1,050	105

※1 A: 訓練に従事した日が15日以上の場合

※1 B: 訓練に従事した日が15日未満の場合

(2) 通所のための経費

(単位: 円)

通常費用		負担金
ア 指定肢体不自由者更生施設 イ 指定視覚障がい者更生施設 ウ 指定聴覚・言語障がい者更生施設 エ 指定内部障がい者更生施設 オ 特定指定身体障がい者授産施設 カ 特定指定身体障がい者通所授産施設	280	なし

(3) 施設入所者就職支度金

(単位: 円)

区分	支給額
就職支度金	36,000

5 訪問入浴サービス

(単位: 円)

通常費用	負担金	
1回につき	10,000	1,000

6 日中一時支援事業

(単位: 円)

通常費用		負担金
4時間未満	3,000	300

4 時間以上 8 時間未満	4,500	450
8 時間以上	6,000	600
送迎サービスを利用した場合 1 回につき	540	54

別表 2

移動支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援、日常生活用具給付等事業、住宅改修費助成事業

(単位：円)

	生活保護世帯	住民税非課税世帯で保護者の収入金額 80 万円未満の者	住民税非課税世帯で保護者の収入金額が 80 万円以上の者	住民税課税世帯の者
利用者が 18 歳未満	0	0	0	移動支援事業、訪問入浴、日中一時支援の場合 4,600 日常生活用具等給付事業、住宅改修費助成事業の場合 37,200
利用者が 18 歳以上	0	0	0	移動支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援の場合 9,300 日常生活用具給付等事業、住宅改修費助成事業の場合 37,200

別表 3

地域生活支援事業と令第 19 条の障害福祉サービスを利用した場合

(単位：円)

生活保護世帯	住民税非課税世帯で障害者本人又は保護者の収入金額が 80 万円未満の者	住民税非課税世帯で障害者本人又は保護者の収入金額が 80 万円以上の者	住民税課税世帯の者
0	0	0	37,200